

神戸市公園緑地審議会傍聴要領

平成13年4月16日
神戸市公園緑地審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市公園緑地審議会規則第11条の規定に基づき、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴章※₁の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章等の交付)

第4条 傍聴章※₁は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿※₂に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章※₁は、交付当日に限り通用する。

(傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章※₁の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員は20人とする。

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章※₁の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険物を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類似する物を持っている者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他これらに類似する物を持っている者。
- (5) 全各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、審議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、ゼッケン等をせず、その他示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻きその他これらに類する物を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由により会長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 全各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、審議会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、審議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成13年4月16日から施行する。

※1

神戸市公園緑地審議会 傍 聴 章 No.

※2

平成 年度神戸市公園緑地審議会 傍聴整理簿

平成 年 月 日 () 開催

傍聴章 番 号	氏 名	年 齢	住 所	電 話 番 号	傍聴章 返 還
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					